



年末・年始 市の業務

年末・年始の休業期間は、次のとおりです。

施 設 名	12月				1月				
	28日 (月)	29日 (火)	30日 (水)	31日 (木)	1日 (金)	2日 (土)	3日 (日)	4日 (月)	5日 (火)
市役所本庁、各支所(※1)		休み							
サン・シープラザ		休み							
本郷・久井・大和保健福祉センター		休み							
芸術文化センター ポポロ		休み							
児童館 ラフラブ		休み							
市民福祉会館		休み							
リージョンプラザ		休み							
武道館		休み							
大和勤労福祉センター		休み							
三原市・本郷・大和人権文化センター		休み							
中央・本郷・久井・大和図書館	休み								
三原市・久井歴史民俗資料館	休み								
中央公民館、各公民館・コミュニティセンター	休み								
地域学習センター(さざなみ学校)	休み								
本郷生涯学習センター、くい文化センター、大和文化センター	休み								
やまみ三原運動公園	年末・年始も開園(※2)								
久井運動公園		休み							
白竜湖スポーツ村公園		休み							
北方グラウンド・ゴルフ場	休み						無料開放	無料開放	
清掃工場、不燃物処理工場(※3)				休み					
ストックヤード(清掃工場内)				休み					
三原市斎場 みはらしの杜					休み				

※1 出生、死亡、婚姻など戸籍の届け出や埋火葬、斎場の申請などは、上記期間に関わらず市役所本庁、または各支所の警備室で受け付けます。

※2 12月30日(水)～1月3日(日)は開園時間が8時～17時(1月1日(金)は13時～17時)となります。

※3 詳しくはかんきょうカレンダーで確認してください。問い合わせは環境施設課(☎0848・63・1210)へ。

市議会定例会が開催されます

次の日程で、12月定例会の開催が予定されています。

市議会は公開しています。傍聴は会議当日、議事堂で受け付けます。

所 議事堂(市役所本庁7階)

定 本会議 23人

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員会を委員会室で傍聴することとはできません。議事堂でのモニターによる傍聴(定員23人)となります。

と き	内 容
8日(火)	本会議:開会
10日(木)・11日(金)	本会議:一般質問
14日(月)	本会議:一般質問予備日
15日(火)	総務財務委員会
16日(水)	厚生文教委員会
17日(木)	経済建設委員会
18日(金)	補正予算特別委員会
22日(火)	本会議:閉会

☎0848・67・6137

議事事務局



●平成31年度の決算状況

会 計	一般会計	特別会計	合 計
収 入 (A)	540億5,475万1千円	263億737万8千円	803億6,212万9千円
支 出 (B)	515億8,037万5千円	254億8,412万7千円	770億6,450万2千円
令和2年度に使うことが決まっている経費 (C)	14億9,202万6千円	1,181万4千円	15億384万円
収 支 (A-B-C)	9億8,235万円	8億1,143万7千円	17億9,378万7千円

平成31年度の決算

平成31年度は平成30年度に引き続き、一般会計、特別会計とも赤字ではありませんでした。

●市の財政を家計に例えると？

1カ月当たり32万4千円※3を支出する家計に置き換えると、市の収入と支出の状況は次のとおりです。

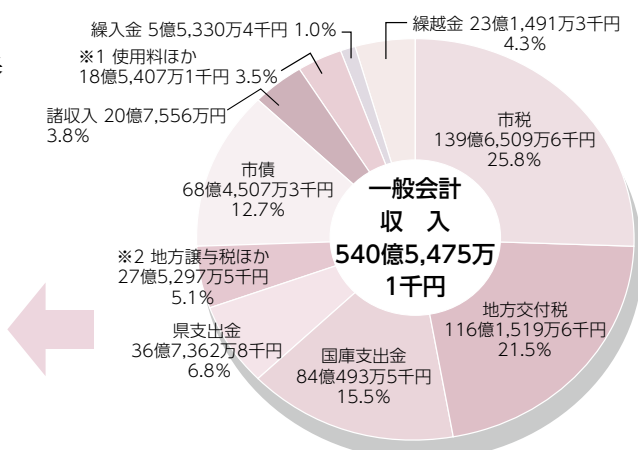
※3 令和元年総務省家計調査による平均消費支出から。

収入の内訳

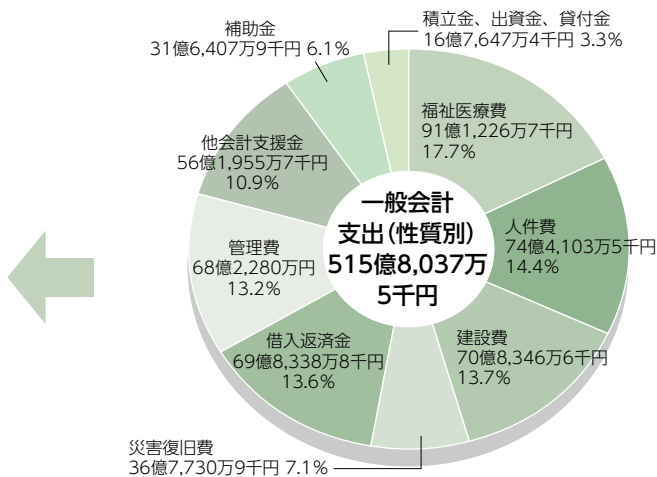
市の収入項目	家計の収入項目	金 額
市税	給料	87,721円
地方交付税、国・県支出金、地方譲与税ほか	親からの援助	166,123円
市債	借入金	42,997円
諸収入、使用料ほか	副業の収入	24,685円
繰入金	貯金の取り崩し	3,476円
繰越金	前月の残り	14,541円
合 計		339,543円

支出の内訳

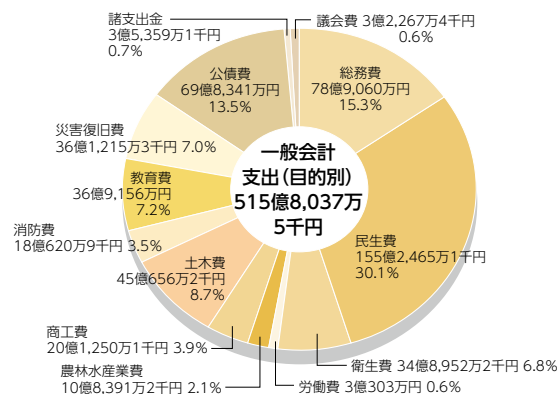
市の支出項目	家計の支出項目	金 額
福祉医療費	医療費	57,238円
人件費	食費	46,741円
建設費	家具購入費や車購入の頭金	44,494円
災害復旧費	災害からの復旧・修繕費	23,099円
借入返済金	ローン返済金	43,866円
管理費	光熱水費や家の補修費	42,857円
他会計支援金	子どもへの仕送り	35,299円
補助金	保険の掛金など	19,875円
積立金、出資金、貸付金	貯金や友人への貸し付け	10,531円
合 計		324,000円
収入－支出		15,543円



※1 使用料ほか…手数料、分担金、負担金、寄付金、財産収入を含みます。
 ※2 地方譲与税ほか…地方消費税交付金、地方特例交付金などを含みます。



▼目的別で見ると



収入に占める給料(市税)の割合は約26%しかなく、約半分は親からの援助(地方交付税など)で賄われている状況じゃ。

支出は、医療費(福祉医療費)、食費(人件費)、ローン返済金(借入返済金)が約半分を占めておる。繰越金は15,543円となっておるが、そのほとんどは使い道が決まっておるので、家計は厳しい状況じゃ。

皆さんの家計と比べてみてはどうかの？

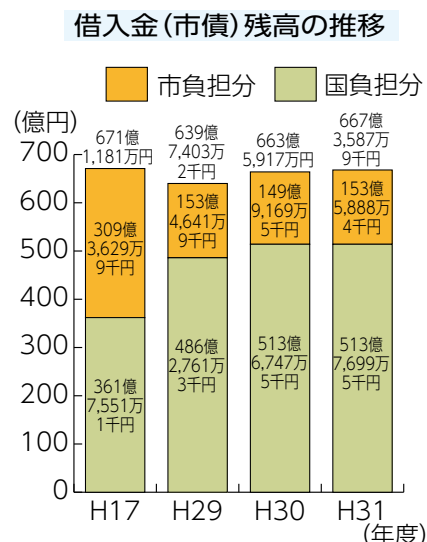
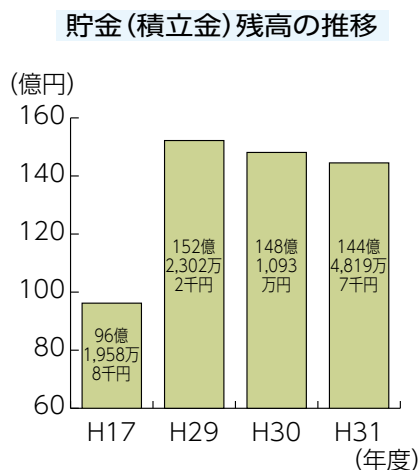
市の家計簿を見てみよう！平成31年度の決算についてお知らせします！

問 財政課 ☎0848・676028

●貯金(積立金)と借入金(市債)の残高(普通会計)

大規模事業基金を取り崩したことなどにより、貯金の残高は平成30年度に比べて約4億円減少しています。

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧事業などのために借入れをしたことにより、借入金残高は平成30年度に比べて約4億円増加しています。



※平成17年度の国と市それぞれの負担額は、現行制度の算定方法に準じて算出しています。

●健全化判断比率と資金不足比率で見る市の財政状況

健全化判断比率・資金不足比率とは、自治体の財政破綻を未然に防ぐために国が定めた基準で、この比率でその自治体の財政の健全性を判断することができます。

市の平成31年度決算では、全ての項目で基準をクリアしており、財政は健全な状態にあるといえます。

健全化判断比率	平成31年度 決算数値	早期健全化基準 (財政が破綻寸前であることを示す国の基準値)	財政再生基準 (財政が破綻していることを示す国の基準値)
実質赤字比率 (一般会計などの赤字比率)	— (赤字なし)	11.97%	20.00%
連結実質赤字比率 (上下水道などを含む全会計の赤字比率)	— (赤字なし)	16.97%	30.00%
実質公債費比率 (収入に対する借金返済額の比率)	6.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率 (収入に対する借金残高などの比率)	41.9%	350.0%	—

	平成31年度 決算数値	経営健全化基準 (財政が破綻寸前であることを示す国の基準値)
資金不足比率 (上下水道など公営企業の赤字比率)	— (赤字なし)	20.0%

令和2年度上半期の市の財政状況をお知らせします(令和2年9月30日現在)

●予算の執行状況

会計	予算額	収入済額	執行率	支出済額	執行率
一般会計	725億1,789万1千円	321億5,968万3千円	44.3%	303億1,502万5千円	41.8%
特別会計	236億909万円	88億6,323万1千円	37.5%	86億4,692万6千円	36.6%
合計	961億2,698万1千円	410億2,291万4千円	42.7%	389億6,195万1千円	40.5%

●市が保有する財産の現在高

財産	現在高
土地(地積)	8,213,819.23㎡
建物(延床面積)	479,635.84㎡
基金	一般会計
	特別会計
	144億3,709万9千円
	17億5,703万3千円

●水道事業の経営状況

上半期は、収益15億2,145万6千円、費用11億7,539万円で差し引き3億4,606万6千円の利益が出ました。

●下水道事業の経営状況

上半期は、収益22億6,928万4千円、費用15億889万8千円で差し引き7億6,038万6千円の利益が出ました。



市職員の給与などをお知らせします

市職員の給与などは、地方自治法および地方公務員法に基づき、市の条例・規則で定められています。給与などについて、主な内容をお知らせします。

☎職員課

☎0848・67・6024

1 特別職の給料など

区 分		平成31年度		平成30年度	
		給料・報酬(月)	期末手当(年)	給料・報酬(月)	期末手当(年)
特別職	市 長	94万3千円	4.5月分	94万3千円	4.45月分
	副市長	74万4千円		74万4千円	
議 員	議 長	53万円		53万円	
	副議長	47万5千円		47万5千円	
	議 員	42万8千円		42万8千円	

3 一般行政職の平均給料月額および平均年齢 (各年4月1日現在)

区 分	令和2年	平成31年
平均給料月額	320,100円	318,400円
平均年齢	42.3歳	41.9歳

4 一般行政職の初任給(各年4月1日現在)

区 分	令和2年	平成31年
大学卒(上級)	188,700円	187,200円
大学卒	182,200円	180,700円
高校卒	154,900円	153,000円

2 職員の給与(一般会計決算)

区 分		平成31年度	平成30年度
職員数(A)		830人	835人
給 与 費	給 料	30億965万5千円	30億2,882万6千円
	職員手当	7億6,853万円	8億4,182万7千円
	期末・勤勉手当	12億5,500万9千円	12億4,729万4千円
	給与費計(B)	50億3,319万4千円	51億1,794万7千円
1人当たりの給与費(B/A)		606万4千円	612万9千円

5 一般行政職の級別職員数の状況(令和2年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	合 計
職務内容	主事 技師	主事 技師	主任 主任主事 主任技師	主査 専門員	課長補佐 係長	次長 課長	部長 参事	
職員数	53人	46人	187人	46人	98人	50人	13人	493人
構成比	10.8%	9.3%	38.0%	9.3%	19.9%	10.1%	2.6%	100%

※職員数は、職務区分による一般行政職の人数(税務職44人、看護・保健職29人、福祉職92人、消防職167人、企業職39人、技能労務職26人、幼稚園教諭30人、指導主事10人を除く)。

7 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部 門		職員数(人)		対前年 増減(人)
		令和2年	平成31年	
一般行政部門	議 会	7	7	0
	総 務	163	160	+3
	税 務	45	43	+2
	民 生	177	157	+20
	衛 生	62	66	-4
	労 働	0	0	0
	農 水	30	28	+2
	商 工	20	19	+1
	土 木	75	89	-14
小 計		579	569	+10
特別行政部門	教 育	98	95	+3
	消 防	169	169	0
	小 計	267	264	+3
普通会計 計		846	833	+13
公営企業部門など	水 道	39	40	-1
	下水道	15	-	+15
	その他	30	30	0
	小 計	84	70	+14
合 計		930	903	+27

※職員数は地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員は除きます。

6 職員手当の状況 ※水道企業会計を除く。

区 分		平成31年度	平成30年度
扶養手当	支給総額	1億779万1千円	1億817万2千円
	対象者1人当たりの平均支給年額	26万6千円	26万1千円
住居手当	支給総額	5,786万3千円	5,641万7千円
	対象者1人当たりの平均支給年額	31万1千円	28万8千円
通勤手当	支給総額	8,209万2千円	8,273万7千円
	対象者1人当たりの平均支給年額	14万3千円	13万9千円
期末・勤勉手当 ※平成31年度は4.5月分、平成30年度は4.45月分。	支給総額	13億807万9千円	12億9,988万1千円
	職員1人当たりの平均支給年額	153万2千円	151万3千円
時間外勤務手当	支給総額	3億5,116万3千円	4億1,770万8千円
	職員1人当たりの平均支給年額	46万2千円	54万円
退職手当	定年職員平均支給額	2,119万円	2,091万3千円



知っておきたい国民健康保険制度

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたときに安心して医療などを受けるための制度です。

医療費と介護費用が
高額になったら
「高額介護合算療養費」

国保と介護保険で支払った金額の合計額が、表1の自己負担限度額を超えた場合、申請すると超えた額が支給されます。

対象期間 令和元年8月1日～

令和2年7月31日

※令和2年7月末時点で国保の資格がある人

※対象世帯には、令和3年2～3月ごろに案内文書を送付します。

※対象期間中に医療保険の種類が変わった人は、案内文書が届かなくても支給対象になる場合があります。詳しくは保険医療課へ問い合わせてください。

◆あんなとき・こんなとき

柔道整復(整骨院など)・鍼灸・マッサージにかかるとき

これらの施術を受けるとき、保険証が使えるのは次の場合に限られます。

- ① 柔道整復：打撲、ねんざ、脱臼など外傷性のけがのとき
- ② 鍼灸：慢性病(神経痛、リウマチ、

表1 医療費と介護費用で合算した場合の自己負担限度額(年額・世帯ごと)

年齢	所得区分	対象者		自己負担限度額
70歳未満	上位所得者	基礎控除後の総所得金額等が、世帯の国保被保険者全員の合計で901万円を超える世帯の人。所得の申告がない場合も上位所得者とみなされます。		212万円
		総所得金額等が600万円超901万円以下の世帯の人		141万円
	一般	住民税の課税世帯で、総所得金額等が210万円超600万円以下の世帯の人		67万円
		総所得金額等が210万円以下の世帯の人		60万円
	住民税非課税世帯	世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の世帯の人		34万円
70～74歳	現役並み所得者Ⅲ	自己負担の割合が3割の人	住民税課税所得が690万円以上	212万円
	現役並み所得者Ⅱ		住民税課税所得が380万円以上	141万円
	現役並み所得者Ⅰ		住民税課税所得が145万円以上	67万円
	一般	住民税が課税されている世帯で現役並み所得者以外の人		56万円
	低所得者Ⅱ	世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の世帯の人(低所得者Ⅰ以外)		31万円
	低所得者Ⅰ	世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の世帯で、各所得が必要経費・控除(年金の控除額は80万円)を差し引いたときに0円になる世帯の人		19万円

※所得区分は、今年7月31日の医療保険の世帯区分に応じて判定します。

交通事故にあったとき
「第三者行為による届け出」

交通事故など、第三者の行為によりけがをした場合、その医療費は加害者が負担することが原則です。しかし、賠償が遅れたときは、いったん保険証を使

チ、頰腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症など)で医師の同意があるとき

③ マッサージ：筋麻痺、関節拘縮など医療上必要と医師が認めたとき

※ただし、柔道整復や鍼灸は、医療機関で同じ時期に同じ疾患

で治療や薬の処方を受けている場合、保険は適用されません。施術所の先生の質問には正しく答えてください。

※施術内容や医療機関での治療などについて、調査を行うことがあります。

※ただし、柔道整復や鍼灸は、医療機関で同じ時期に同じ疾患

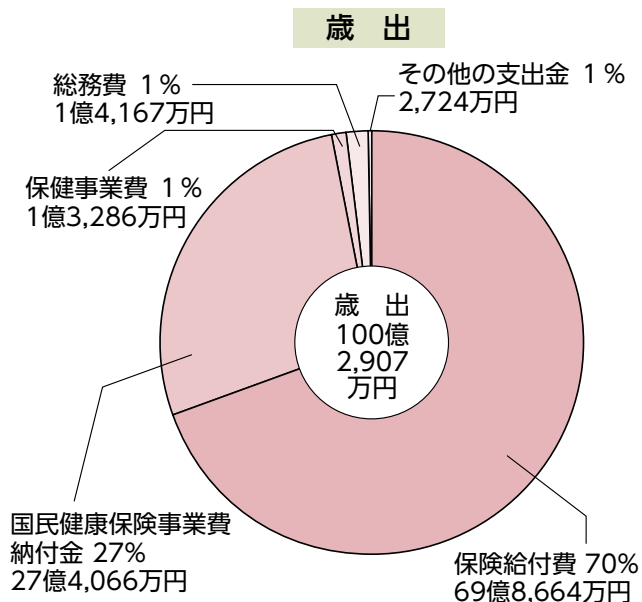
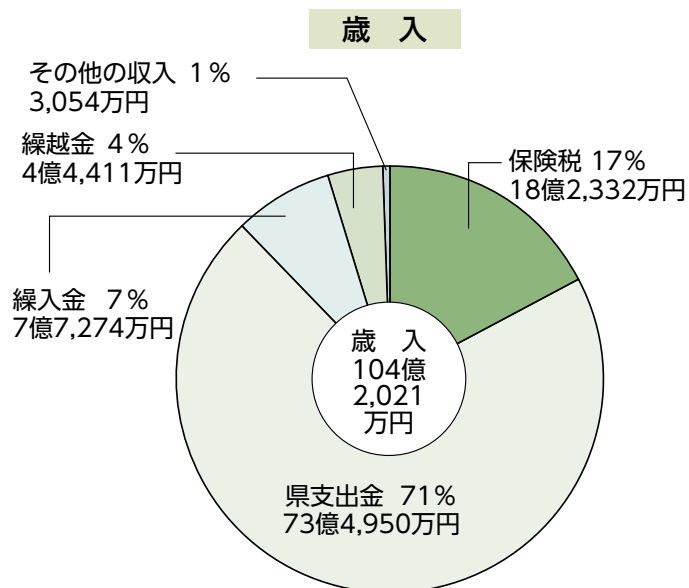


国保だより

平成31年度の国保会計決算

平成31年度は約3億9,100万円の黒字でしたが、前年度からの繰越金を差し引いた単年度の収支としては約5,300万円の赤字となりました。

黒字額は令和2年度に繰り越し、国・県交付金などの精算返還金や令和2年度予算での基金繰り入れの解消などに使います。



・ 医療機関にかかることができます。その場合は次のことに注意してください。
 ・ 事故の程度に関わらず、警察へ届け出てください
 ・ 保険医療課に連絡し、「第三者行為による被害届」を提出してください
 ・ 相手(加害者)から治療費を受け取ったり、市に無断で示談を済ませたりしないでください

緊急に入院が必要になった場合で、次の①～③の特別な理由で医療費を支払うのが困難なとき、申請すれば支払う医療費が最長3カ月間軽減、免除または最長6カ月間徴収猶予されることがあります。特別な理由に係る事実が発生した月から6カ月

医療費の支払いが一時的に、著しく苦しくなったとき
 一部負担金減免の届け出し

以内に申請が必要です。まずは保険医療課に相談してください。
 ①地震、火災などの災害により、心身や資産などに重大な損害が生じたとき
 ②事業の休・廃止または失業により、収入が著しく減少したとき
 ③干ばつ、冷害などの災害により、収入が著しく減少したとき

申請場所 保険医療課

ジェネリック(後発)医薬品による医療費削減報告

国保では、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に医療費(自己負担)の削減が見込める人へ通知しています。

●平成31年度 削減効果額
 1億6,295万7,601円

国保医療課(市役所本庁1階)
 ☎0848・676050



知っていますか？介護保険制度 ～制度開始から20年～

介護保険は加齢や病気などで、入浴や食事などの介護、機能訓練や看護などの医療が必要となった人に福祉・医療サービスを提供し、いつまでも住み慣れたまちで安心して生活できるように、社会全体で支え合う制度です。

この制度を運営するための費用は、半分を公費(国25%、県12.5%、市12.5%)で負担し、残り半分を40歳以上の人(40～64歳が27%、65歳以上が23%)が保険料として負担しています。

65歳以上の人口と 要介護認定者数の推移

市の65歳以上の人口は令和2年3月末現在で32,312人です。高齢化率(全人口に占める65歳以上の人口の割合)は34.87%で、市民の約3人に1人が65歳以上となっています(表1)。

また、要介護・要支援認定者数は6,302人です(表2)。

表1 市の65歳以上の人口と高齢化率の推移

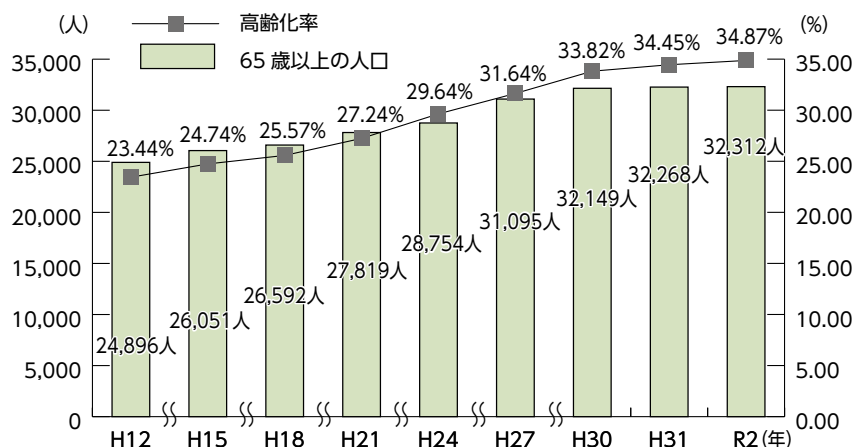
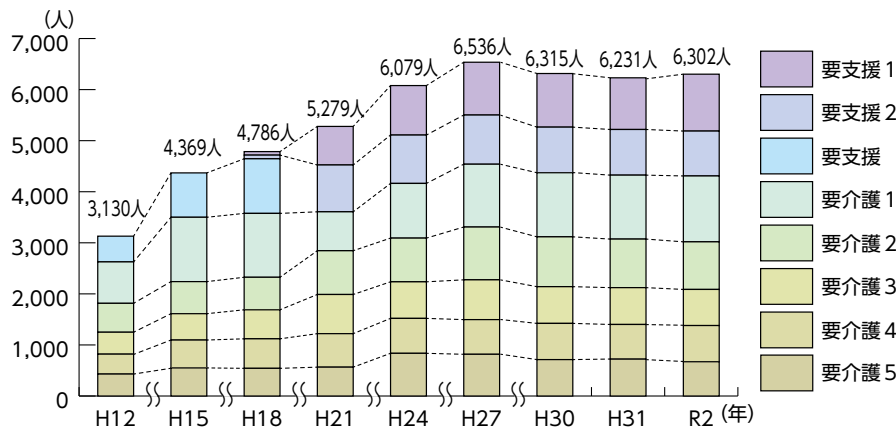
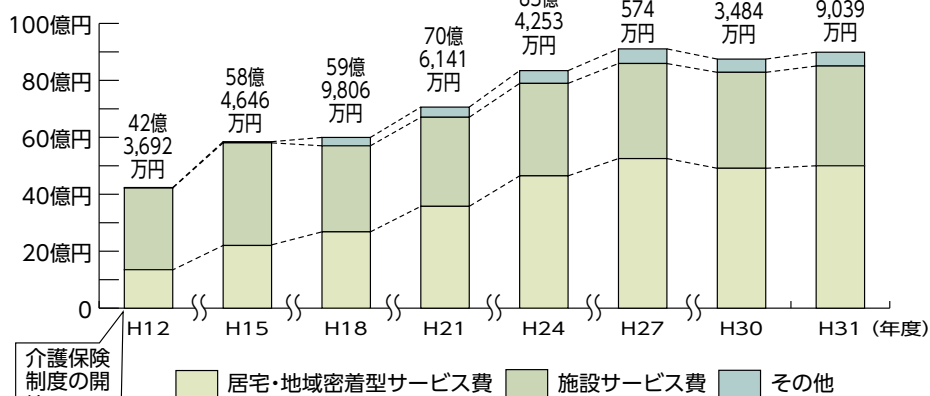


表2 市の要介護・要支援認定者数の推移



介護保険給付費の推移



介護保険
制度の開
始

平成31年度の介護保険給付費は、介護保険制度が始まった平成12年度に比べて約2.1倍に増えていきます。特に、自宅での介護サービスにかかる居宅・地域密着型サービス費は約3.7倍に増えていきます。

介護保険給付費の推移

介護保険サービスを利用するまでの流れ

サービスを利用するためには、市に申請して「要介護・要支援」の認定を受ける必要があります。

認定の申請

高齢者福祉課または各支所で認定の申請をしてください。本人または家族のほか、成年後見人、高齢者相談センター、指定居宅介護支援事業所などに代行してもらうこともできます。

申請に必要な物

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 医療保険被保険者証(第2号被保険者の場合)

要介護認定

訪問調査

調査員が自宅などを訪ねて、聞き取りを行います。

主治医意見書

市の依頼により主治医が意見書を作成します。

審査・判定

医療・保健・福祉の専門家が審査・判定します。

認定結果

要介護5
要介護4
要介護3
要介護2
要介護1
要支援2
要支援1
非該当

要介護度は7段階に分かれています。「要介護」の人は介護サービスを、「要支援」の人は介護予防サービスを受けます。

介護サービス
(介護給付)

居宅介護支援事業所に相談

介護予防サービス
(予防給付) ※1

高齢者相談センターに相談

一般介護
予防事業
(地域支援事業)

高齢者相談センターに相談

※1 生活に支障のある人は、認定申請の前でも相談することができます。

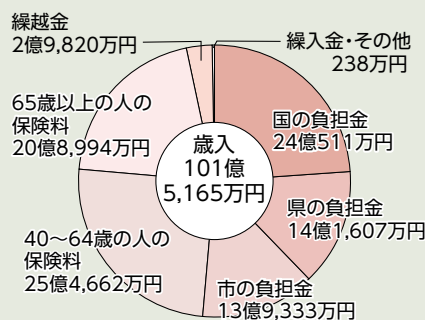
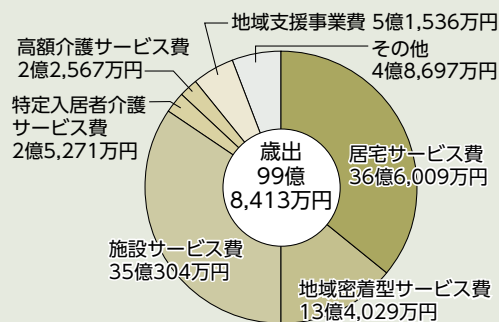
※原則として費用の1～3割を利用者が負担します。

※介護給付費の通知を年に2回送付します。

☎高齢者福祉課 0848・67・6240
FAX 0848・64・2130

平成31年度の決算状況

平成31年度に介護サービスを利用した人は延べ61,723人で、介護給付費は歳出決算額の約85%を占めています。歳出のうち「その他」の4億8,697万円には、要介護認定にかかる費用などを含む総務費1億3,567万円のほか、審査支払手数料727万円が含まれます。



※平成31年度三原市介護保険特別会計決算書による。

介護の資格を取得しませんか
～研修受講料の一部を助成します～

市では、介護職員初任者研修課程などの研修を受講し、資格を取得した人へ、受講料の一部を助成しています。

対象となる研修

- ① 介護職員初任者研修課程
- ② 介護福祉士、介護支援専門員の資格取得のための研修

※研修終了日または資格取得日から継続して6ヵ月以上市内の

指定事業所に勤務した人に限ります。詳しくは問い合わせください。





令和3年度固定資産税

償却資産の申告を忘れずに！

土地・家屋以外の事業用資産(償却資産)は、申告が義務付けられています。申告の漏れや誤りのないよう確認してください。今月中に申告書が届かないときは連絡してください。

申告期間 令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

提出先 資産税課、各支所

対象となる償却資産

- ・法人税や所得税の損金、または必要経費に算入される減価償却資産(法人税や所得税が課税されない個人、法人が所有するものを含む)
- ・減価償却済みの資産
- ・テナント入居者などが事業用として取り付けた内装や設備

※無形償却資産や自動車税、軽自動車税の課税対象を除く。

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が減少した中小事業者などは、令和3年度固定資産税・都市計画税が軽減されます(要申告)。詳しくは8ページを参照。

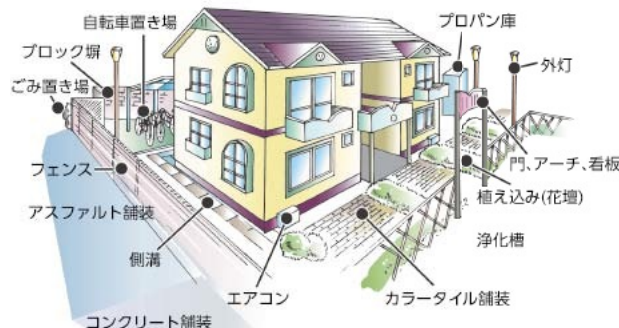
●償却資産の実地調査を行なっています

申告の漏れや誤りを防ぐため、市内の全事業者を対象に実地調査を行なっています。資産台帳などの提出や現物照合調査などをお願いすることがあります。

※申告に漏れや誤りがあった場合、修正申告や税額更正を過年度に遡及することとなります。

※虚偽の申告や不申告、調査拒否には、罰則が設けられています。

【例】アパート経営の主な償却資産



図資産税課(市役所本庁2階) ☎0848・67・6039

健康診査を受けましょう
今年度最後の集団健診を実施します

感染症対策のため次のことに協力してください。

- ・受診時はマスクを着用してください
- ・体調不良のときは受診を控え、日程変更の連絡をしてください

申 2月の健診は12月28日(月)、3月の健診は令和3年1月29日(金)までに、持参または郵送で申込書(提出先、各支所・コミュニティセンターに用意)

を保健福祉課(〒723-8601港町三丁目5番1号 ☎0848・67・6053)・各保健福祉センターへ

●電子申請でも申し込みます。下の2次元コードを読み込めば、申請画面を呼び出せます。



2次元コード ▶

と き	ところ	受付時間	検査項目	対象年齢	定 員 (要申し込み)
2月22日(月) 2月24日(水) ・25日(木)	本郷生涯学習センター リージョンプラザ	9時～10時 ※託児有り。	乳がん検診(マンモグラフィ) 子宮頸がん検診 大腸がん検診	40歳～ 20歳～ 40歳～	各日50人
2月26日(金) 3月2日(火) ・3日(水)	リージョンプラザ 本郷生涯学習センター	8時30分～ 10時30分 ※託児なし。	基本健診 特定健診 肝炎ウイルス検診 胃がん検診(バリウム) 大腸がん検診 肺がん検診(レントゲン) 前立腺がん検診 乳がん検診(マンモグラフィ) 子宮頸がん検診	20歳～ 40～74歳 40歳～ 40歳～ 40歳～ 40歳～ 50歳～ 40歳～ 20歳～	各日200人
3月4日(木) ・5日(金)	リージョンプラザ				

※定員・料金など詳しくは申込書で確認してください。